

広報誌

さんだの水道下水道

Vol.13

令和6年12月発行

教えて！
水質検査のこと

表紙写真：水質検査の様子

安全安心な水道水を皆さんへ

～水質検査編～

料理に、掃除に、お風呂に……水道水は日々の生活に欠かすことのできないものです。
皆さんに安心してお使いいただけるよう、水道法の規定に基づき水質検査を行っています。

検査計画の策定

「採水の場所」
「検査する項目」
「検査の頻度」など、
一年間の検査計画を
立てています。



採水

市内の浄水場などの
さまざまな場所で水
を採取し、検査室に
持ち帰ります。



水質検査

持ち帰った水を専用
の分析機器などを使
用して検査します。



検査計画や検査
結果は市ホーム
ページからご覧
いただけます。



水質検査 Q&A



Q1 水道水はそのまま飲んでも大丈夫？

水道水は、水道法に基づく水質基準に適合しているので、安心してそのままお飲みいただけます。

A1



Q2 なにを検査しているの？

水の色や濁りなどの簡単なものから、水に含まれる細かな成分など、**150種類以上**の項目を検査しています。
※市で検査できない項目については、外部の専門機関にて検査を行っています。

A2



Q3 どうやって水道水を検査しているの？



人の味覚や嗅覚を使うこともありますが、それに加えて、分析用の精密機器（左写真）を使って検査をしています。

A3

ガスクロマトグラフ質量分析計
水1ℓに含まれる成分を、1ナノ
グラム（10億分の1グラム）の
正確さで測ることができます。





下水道に異物を流さないでください！

下水道は正しく使わないと下水道管がつまり汚水があふれてしまいます。
特にポンプはつまりやすく、異物によっては故障の原因になってしまいます。

！ 流してはいけないもの



油や食べ物のくず



食用油、野菜くずや食べ残し



水に溶けない紙類や衛生用品



ティッシュペーパー、紙オムツ、生理用品など



布類



タオル、衣類など

ほかにも…

- 農薬や殺虫剤などの薬品
- 灯油やガソリンなどの危険物 など

油は固まりやすいから流さないでね！



もしも
実際に流してしまうと…

少量の油でも、キッチンペーパーなどで拭き取り、下水道に流さないようにしましょう！



市内で実際につまっていたもの



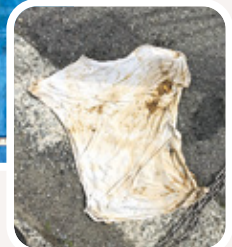
油が固まりつまった下水道管



水に溶けない紙類などが
つまったポンプ



つまったポンプから
出てきたタオル
やTシャツ



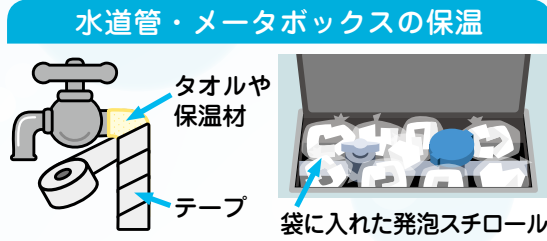
下水道は、正しく使用することで、維持管理にかかる経費の節減につながります。
下水道を使う一人ひとりがルールを守って大切に使うことを心がけましょう。



各種お知らせ

凍結にご注意ください！

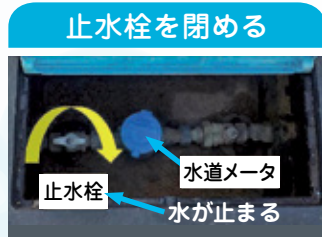
凍結を
防ぐには



少しずつ水を出す



漏水の
止め方・
調べ方



水道メータのパイロットを確認



パイロット
全ての蛇口を閉めても回ってれば漏水の可能性がります。



- 水道管が凍結すると、漏水する可能性があります。寒波に備え凍結予防をしましょう。
- 漏水が疑われる場合は、水道お客さまセンターへお問い合わせください。

お問い合わせ：水道お客さまセンター

りそな銀行窓口での 取り扱い終了について

りそな銀行窓口での三田市上下水道料金、分担金等の納入通知書による支払いは、**令和7年3月31日**をもって終了します。

※口座振替は引き続きご利用いただけます。



詳細ページ▶

お問い合わせ：下記の各担当窓口

ご家族の人数に 変更はありませんか？

井戸水を使用して
下水道をお使いの
皆さんへ

井戸水は、下水道に排水する水量が測定できないため、使用人数・形態の申告により下水道使用料を計算しています。下記の場合には、手続きが必要です。

- 井戸水の使用開始・休止・再開する場合
- 使用人数の増減があった場合
- 井戸水のみから、水道水との併用または水道水のみ使用に変更する場合

※浄化槽をお使いの皆さんは届け出の必要はありません。



お問い合わせ：下水道課業務係

▲詳細ページ

【発行・お問い合わせ先】三田市上下水道部

●三田市ホームページにも広報誌を掲載しています

〒669-1595 三田市三輪2丁目1番1号（三田市役所3号庁舎1F・2F）

- 水道お客さまセンター【上下水道料金、水道の開閉栓、名義変更】…………… ☎ 559-5157
- 上水道課業務係【水道事業の経理事務、契約事務】…………… ☎ 559-5156
- 工務係【水道工事、工事・加入分担金、給水装置工事の申込の受付】…… ☎ 559-5159
- 浄水施設課 【浄水場・配水池・加圧所などの維持・管理、水質検査】…………… ☎ 563-4840
- 下水道課業務係【受益者負担金・分担金・合併処理浄化槽】…………… ☎ 559-5120
- 整備係【下水道・生活排水処理事業の計画、工事】…………… ☎ 559-5122
- 管理係【下水道施設の維持・管理】…………… ☎ 556-8144

- FAX 559-6031
- FAX 562-0810
- FAX 562-0810
- FAX 563-4830
- FAX 559-0440
- FAX 559-0440
- FAX 559-0440